

事業者の皆様へ

厚生労働省 奈良労働局

## 労働安全衛生法に基づく化学物質のリスクアセスメントの義務化について（お知らせ）

日頃より労働行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく化学物質のリスクアセスメントの義務化については、施行日を平成28年6月1日に控えております。このため、規制の概要について下記1のとおりご案内申し上げますとともに、下記2のとおり対象物質が平成29年3月1日から拡大されますので、併せてお知らせいたします。

また、県内事業者の皆様幅広く法令の趣旨・内容を知っていただくため、奈良労働局では、下記3のとおり研修会を開催します。さらに、厚生労働省委託事業により、下記4のとおり、電話等による相談窓口を設けています。

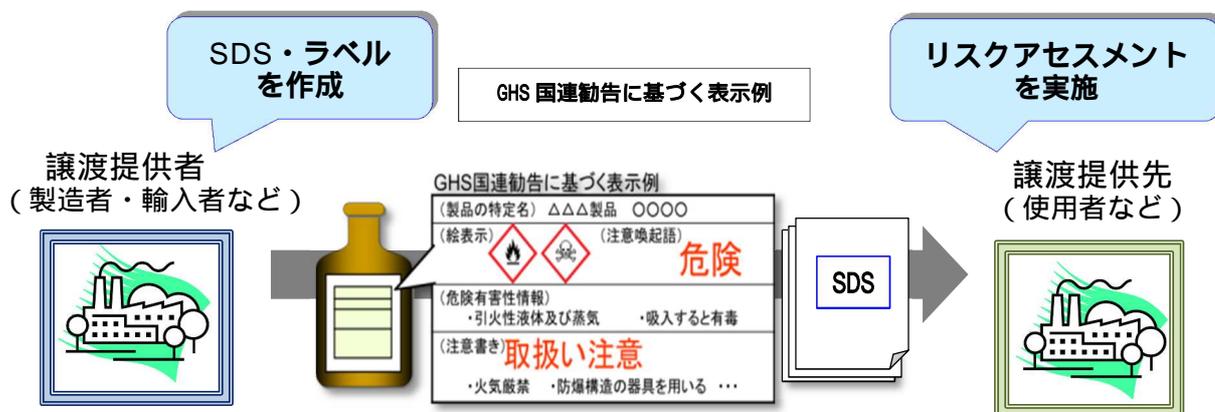
この機会にぜひご利用いただきたく、併せてご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 化学物質のリスクアセスメントの概要（平成28年6月1日より義務化）

人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質（労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる化学物質及びその製剤）について、次の3つの対策を講じることが、改正後の規制の柱となります。

- 譲渡または提供の際の容器または包装へのラベル表示
- 安全データシート（SDS）の交付
- 化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメント



平成28年6月1日以降は、化学物質の譲渡提供者（製造者・輸入者など）は、上記のうち（ラベル表示）（SDSの交付）を行う必要があります。

譲渡提供先（使用者など）は、上記のうち（リスクアセスメント）を行う必要があります。SDSの交付、一部物質のラベル表示は既に義務化されています。

## 2. 化学物質のリスクアセスメントの対象物質の拡大（平成 29 年 3 月 1 日施行）

1 に記載した「人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質」は、現在 640 物質ですが、アルミニウム、エチレン等の 27 物質が追加され、合計 663 物質となります。（追加の 27 物質は、平成 29 年 3 月 1 日から 1 の規制の対象となります。）対象物質一覧や経過措置などは、奈良労働局ホームページをご参照下さい。

## 3. 化学物質に関する研修会の開催

奈良労働局では、化学物質のリスクアセスメント義務化に向けた研修会を開催します。お問合せ、お申込は（公社）奈良県労働基準協会まで（☎0742 - 36 - 2040、URL:[www.nararouki.com/topics.php?eid=00097](http://www.nararouki.com/topics.php?eid=00097)）

番号のおかけ間違いにご注意ください。

日時 平成 28 年 5 月 30 日（月） 13:00 ~ 17:00

場所 奈良県電気工事工業協同組合（奈良市三条松町 29 番 3 号）2 F 大会場  
（最寄駅：近鉄新大宮駅又は JR 奈良駅西口下車 徒歩 15 分）

受講料 無料

内容（予定）（1）化学物質等の法改正の経緯と災害事例  
（2）化学物質のリスクアセスメントと SDS の読み方 ほか

## 4. 化学物質に関する相談窓口（厚生労働省委託事業）

厚生労働省では、委託事業により、化学物質に関する相談窓口を開設しています。ご不明な点などがありましたらぜひご相談ください。

平成 28 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

ご相談受付時間 平日 10:00 ~ 17:00（12:00 ~ 13:00 を除く）

お電話でのご相談（無料）はこちらまで

**050 - 5577 - 4862**

メールでのご相談（無料）はこちらまで

[soudan@technohill.co.jp](mailto:soudan@technohill.co.jp)

\*電話相談窓口開設期間は平成 28 年 4 月 7 日 ~ 平成 29 年 3 月 20 日までになります。

\*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がありますのでご了承ください。



- ラベルや SDS が必要になるのはどのような化学物質や化学品ですか...？
- ラベルや SDS の内容が分からないのですが...？
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばよいのですか...？
- 担当者が、化学の専門に詳しくないので困っています...